

## 特集

# 令和5年度「労働状況実態調査」(速報版) 「働き方改革」から「働きがい改革」、そしてSDGs

川崎市からのお知らせ【P.6～】

今月のトピックス【P.8～】

- 労働者協同組合の設立状況
- 12月はハラスメント撲滅月間です！

主要労働経済指標【P.10】

労働相談Q&A【P.11】



労働情報をウェブで見るとは？

川崎市ホームページ

「事業者・就労支援情報」

「事業者・就労支援の各種情報」

「事業者向け情報」

「かわさき労働情報」



# 令和5年度「労働状況実態調査」(速報版)

令和5年度労働状況実態調査の結果概要がまとまりましたので、お知らせします。

本調査は、市内の民間企業・事業所の労働時間、雇用状況等の労働事情を明らかにし、勤労者福祉の向上及び各事業所の企業活力の増進に役立てることを目的に、川崎市内の建設業、製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売・小売業、宿泊業、飲食サービス業、教育、学習支援業、医療、福祉業、サービス業を中心とした2,000事業所を対象に実施しています。**令和5年度の有効回答数は885事業所、有効回答率は44.3% (前回：44.9%) でした。**

※「 」は各選択肢を、< >は複数選択肢の合計を表します。

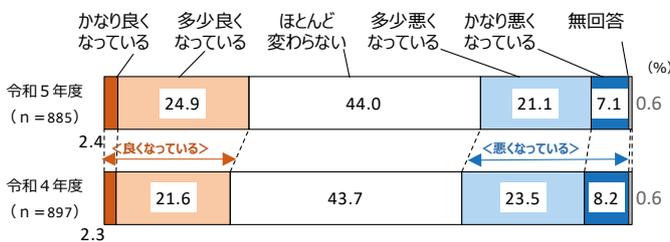
【例】<良くなっている>：「かなり良くなっている」と「多少良くなっている」の合計

※内訳の比率(%)は小数点第2位を四捨五入しているため、その合計は必ずしも100%になりません(図表についても同様)。

## 1 最近の経営状況と今後の見通し

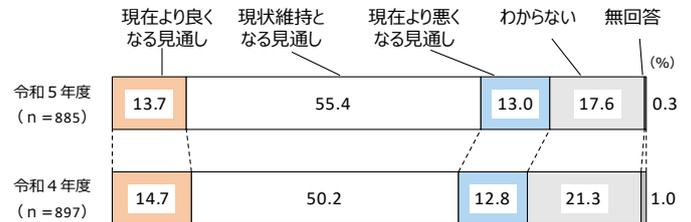
### (1) 昨年同期と比べた経営状況

<良くなっている> 27.3%  
 <悪くなっている> 28.2%  
 前回調査と比較して、<良くなっている>が3.4ポイント増加、<悪くなっている>が3.5ポイント減少しています。



### (2) 今後の経営動向

「現在より良くなる見通し」13.7%  
 「現在より悪くなる見通し」13.0%  
 前回調査と比較して、「良くなる見通し」が1.0ポイント減少、「悪くなる見通し」が0.2ポイント増加しています。



## 2 雇用の状況について (過去1年間)

### (1) 労働者数

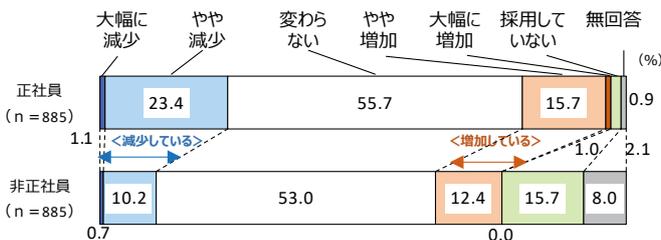
労働者数の中央値は、**正社員が14.0人、非正社員が4.0人**となっています。

### (2) 従業員数の増減

従業員数の増減は、正社員が<減少している>、非正社員は<増加している>が多くなりました。

◎正社員：減少が7.8ポイント高い

◎非正社員：増加が1.5ポイント高い

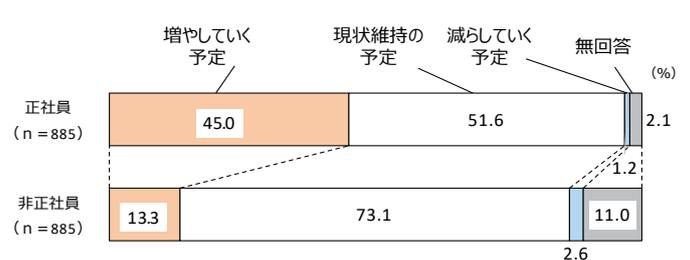


### (3) 今後の従業員の雇用予定

今後の従業員の雇用予定は、正社員・非正社員ともに「現状維持の予定」が最も多くなりました。

◎正社員：「増やしていく予定」45.0%

◎非正社員：「増やしていく予定」13.3%



## 3 労働時間の制度と実態

### (1) 所定労働時間の実態

所定労働時間は、1日平均が7時間42分、1週平均が39時間06分、年間平均が1,923時間となり、令和4年度とほぼ同じ結果となっています。

|      | 令和5年度<br>n=885 | 令和4年度<br>n=897 |
|------|----------------|----------------|
| 1日平均 | 7時間42分         | 7時間43分         |
| 1週平均 | 39時間06分        | 39時間00分        |
| 年間平均 | 1,923時間        | 1,907時間        |

### (2) 週休形態

週休形態は、「完全週休2日制」の実施は59.9% (前回調査：56.6%)、月1回週休2日制などの<週休2日制>は15.4% (前回調査：14.6%) となっています。

◎規模別の「完全週休2日制」の実施

全体：59.9%

大企業：61.5%

中小企業：56.9%

※完全週休2日制は、年間を通じ、毎週2日の休みがあること。週休2日制は週に2日休める日が月に1回以上あることをいいます。

### (3) 年次有給休暇の取得状況

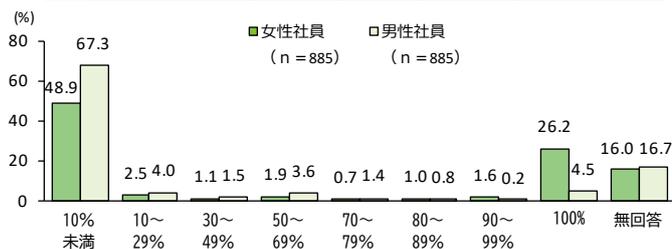
年次有給休暇の消化率は、「80%以上」が、**22.1%**（前回調査：17.7%）、「20%未満」は7.6%となっています。



### (4) 育児休暇

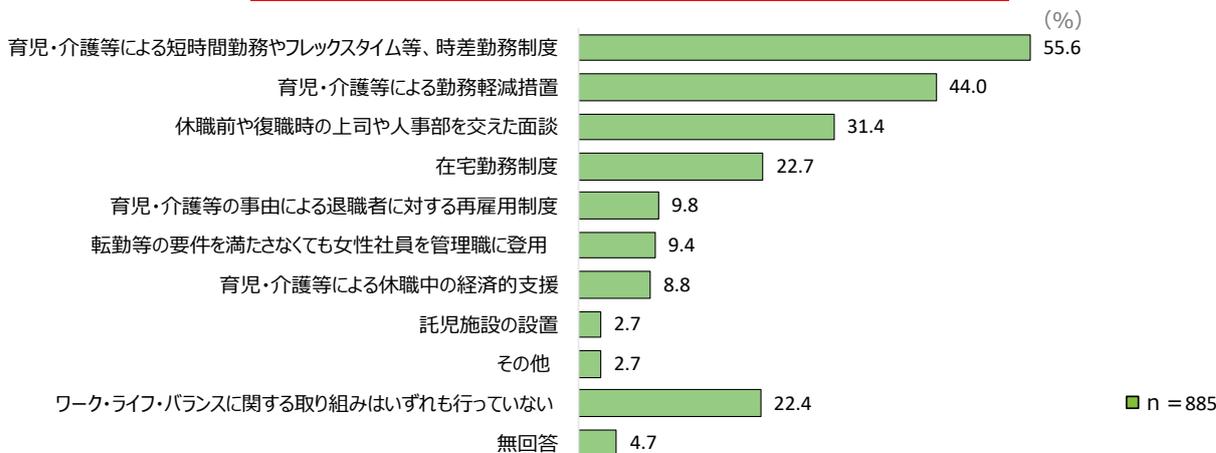
育児休暇の取得率「100%」は、**女性職員 26.2%、男性職員 4.5%**で、女性が21.7ポイント高くなっています。

また、取得率「10%未満」では、**女性職員 48.9%、男性職員 67.3%**で、男性が18.4ポイント高くなっています。



## 4 ワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランスに関する取組の実施は、「育児・介護等による短時間勤務やフレックスタイム等、時差勤務制度」が55.6%と最も多く、次いで「育児・介護等による勤務軽減措置（時間外・休日勤務の免除・転勤配慮等）」が44.0%、「休職前や復職時の上司や人事部を交えた面談（勤労環境や業務内容の確認等）」が31.4%、「在宅勤務制度」が22.7%となっており、**<ワーク・ライフ・バランスに関する取組を実施している>は72.9%**となっています。



## 5 障害者の在籍状況

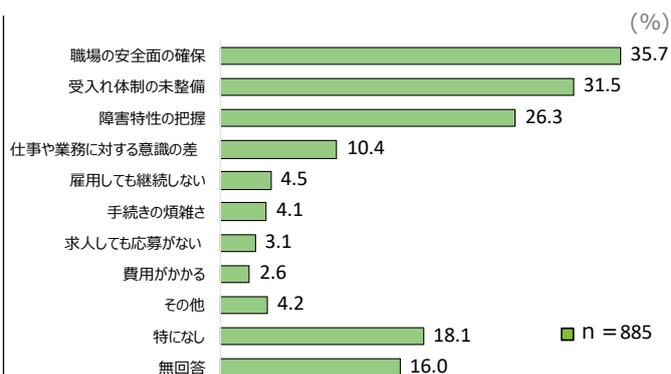
### (1) 障害者の在籍状況

障害者の在籍状況は、「在籍していない」が64.2%となっています。また、「現在、在籍している」は27.3%、「過去に在籍していたことがある」は7.8%となっています。



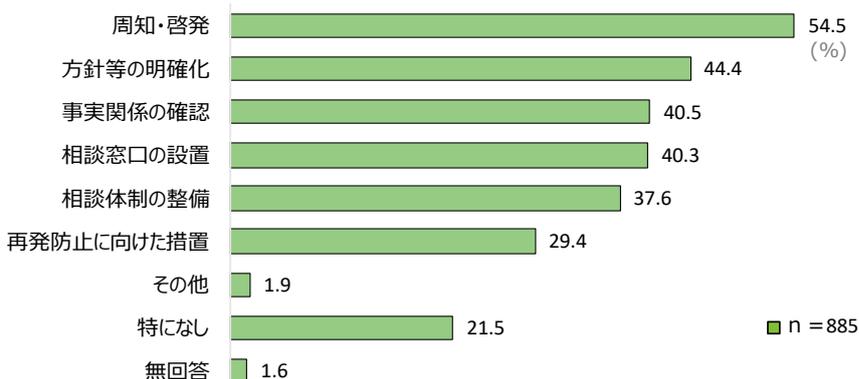
### (2) 障害者雇用等にあたっての課題や障壁

障害者雇用等にあたっての課題や障壁は、「職場の安全面の確保」が35.7%と最も多く、次いで「受入れ体制の未整備」が31.5%、「障害特性の把握」が26.3%となっており、**<障害者雇用等にあたっての課題や障壁がある>は65.9%**となっています。



## 6 パワーハラスメント防止に関する取組状況

パワーハラスメント防止に関する取組状況は、「周知・啓発」が54.5%と最も多く、次いで「方針等の明確化」が44.4%、「事実関係の確認」が40.5%、「相談窓口の設置」が40.3%、「相談体制の整備」が37.6%となっており、**<パワーハラスメント防止に関する取組を行っている>は76.9%**となっています。



## 「働き方改革」から「働きがい改革」、そしてSDGs

かながわ補助金研究会 中小企業診断士／社会保険労務士 志賀 清隆

「働き方改革」という言葉も、今では多くの人が耳慣れてきたのではないのでしょうか。最初に聞いた時には「何のこと？」と思った人も多かったようですが、ここ数年の間に日本の労働文化や企業の経営方針に深く根付いてきたように思います。この働き方改革は、労働環境の改善や働く人々の生活の質の向上を目指してきました。それではこの先、働き方改革の次に求められるものはどういう取組でしょうか？ また最近よく聞くSDGs（持続可能な開発目標）と働き方との関係を考えてことがありますか？

今回は、そんなお話をしたいと思います。



### 浸透してきた「働き方改革」

「働き方改革」が広く認知されるきっかけとなったのは、約7年前の2016年9月に安倍政権下で「働き方改革実現会議」が設置されたことです。この会議を通じて各種の改革案が議論され、2018年6月に国会で「働き方改革関連法」が成立しました。これにより、労働基準法や労働契約法などが改正され、「労働時間の上限規定」や「同一労働同一賃金」などの制度が導入されました。

当時、日本の労働環境は長時間労働や過労死の問題に加え、若い世代の労働意欲の低下や、女性や高齢者の労働力活用等の課題が顕在化していました。これらの背景を受けて、労働環境の改善や多様な働き方の実現が求められ、残業時間の上限規制や休日の確保による長時間労働の是正、テレワークやフレックスタイム制度の導入、さらには正社員と非正規社員の待遇格差の是正、女性や高齢者の労働参加の推進などの施策が遂行されました。

働き方改革の進展により、日本の労働環境は大きく変わり始めました。「ワークライフバランス」の考え方が浸透する中、従業員が仕事と私生活を適度にバランスさせ、ストレスや過労の低減、生活の質の向上が実現されてきています。「ジェンダー平等」の推進とともに、男女の固定的な役割を超えて個人の能力や適性を最大限に活かす職場環境も整いつつあります。これらの取組は、日本の労働文化の変革を支えるとともに、「多様性の実現」へとつながり、さまざまな背景や価値観を持つ人々の共存や協力が進んでいます。加えて、従業員やその家族の健康づくりを企業経営の柱の一つと捉えた「健康経営」への取組も増えてきましたが、これも働き方改革の一環といえます。

このように、さまざまな働き方改革への取組により「働きやすさ」の観点からは一定の成果が出てきているといってもいいでしょう。では、次に向かうべきはどのような方向でしょうか？

### 次のフェーズは「働きがい改革」

働き方改革が世の中に浸透しつつある今、次のフェーズとして「働きがい改革」が注目されています。働きがい改革は、単なる労働環境の改善だけではなく、働くこと自体の価値や意義を再評価し、働き手一人ひとりが仕事に対して情熱や満足感を感じられる環境を構築することを目指すものです。

この働きがい改革を進める上でのキーワードの一つに「ウェルビーイング」があります。ウェルビーイングとは、一般的には「幸福感」や「良好な心身の状態」を指しますが、最近では単に心身の健康だけでなく、従業員が自らの仕事に誇りを持ち、自己実現を達成する環境の実現を指すようになってきました。企業がこの概念を取り入れ、従業員のウェルビーイングをサポートすることで、働く人々の満足度やモチベーションの向上、組織の継続的な成長が期待できます。

さらに、重要なキーワードとして「ワークエンゲージメント」が挙げられます。ワークエンゲージメントは、従業員が仕事にどれだけ熱心に取り組んでいるか、仕事への熱意や情熱、集中度を表す指標です。高いワークエ

ンゲージメントを持つ従業員は、仕事の生産性や創造性が向上すると同時に、職場の雰囲気やチームワークにも好影響をもたらします。

これら2つのキーワードを支えるのが、「パーパス経営」です。パーパス経営とは、企業が単に利益を追求するだけでなく、社会的な価値や存在意義を追求する経営スタイルを指します。「パーパス」と混同されやすい言葉として「ビジョン」「ミッション」「バリュー」がありますが、「パーパス」はそれらの上に位置する概念と捉えることができます（右図参照）。企業が持つパーパスを明確にし、それを共有することで、従業員のウェルビーイングを促進しワークエンゲージメントを高めることができます。

パーパス経営の実践を通じて、従業員が仕事に対しての情熱や満足感を感じ、その中で自己実現を果たせるような環境の構築が、次なる経営革新の鍵となるでしょう。この取組を進めることで、企業は持続的な成長を遂げると同時に、社会的な価値や存在意義を高めることができます。パーパス経営については多数の書籍やオンライン記事がありますので、興味を持たれた方はご参考になさってはいかがでしょうか。

パーパスとビジョン・ミッション・バリューの関連イメージ



< 出典 > <https://j-net21.smrj.go.jp/qa/org/Q1464.html>

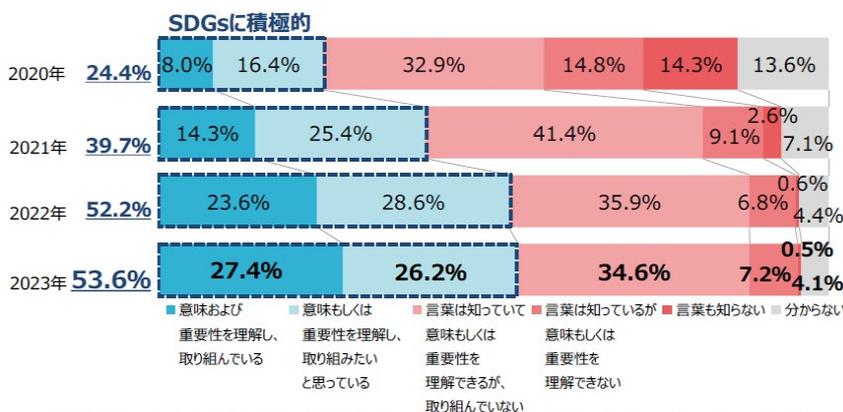
SDGsとの関係は？

最近、新聞やテレビなどでSDGs（持続可能な開発目標）に関する報道をよく目にするようになりましたね。中小企業の半数以上は「SDGsに積極的」という調査結果もあります（右図参照）。

でも、具体的にどう取り組んだらよいのか、悩んでいる企業も多いと思います。そんな企業の方々は、まずは自社で取り組んでいる働き方改革やこれから取り組もうとしている働きがい改革の内容を振り返ってみて、SDGsのどの目標に紐づくのかをお考えになってはいかがでしょうか。

例えば、健康経営やワークライフバランスへの取組は「目標3：すべての人に健康と福祉を」につながりますし、女性の労働参加推進は「目標5：ジェンダー平等を実現しよう」、働きがいの追求は「目標8：働きがいも経済成長も」につながります。こう考えると、「SDGsって、意外と身近なんだ」と感じられますね。すると、他の活動もSDGsのいくつかの目標に紐づいてくるようになります。そうすれば、自信をもって「私たちはSDGsに取り組んでいます！」と宣言できますよ。

SDGs への理解と取組



注1：母数は有効回答企業1万1,105社。2022年6月調査は1万1,337社。2021年6月調査は1万1,109社。2020年6月調査は1万1,275社  
注2：下線の値は青枠が指すSDGsに積極的の割合

< 出典 > 帝国データバンク「SDGs に関する企業の意識調査（2023年）」



## 労働相談等のお知らせ

秘密厳守  
相談無料

## ●弁護士労働相談 &lt;事前予約制&gt;

解雇、賃金不払い、長時間労働、セクハラ・パワハラ、損害賠償等の労働問題に関連する高度な法律問題について専門の弁護士が相談に応じます。電話にてご予約ください。

日時 令和5年12月26日(火) 13時30分～16時30分(1人40分以内)  
原則、毎月第4火曜日(平日のみ)  
会場 かながわ労働センター川崎支所 主催 神奈川県/川崎市

## ●夜間労働相談 &lt;事前予約制&gt;

日中の相談が困難な方のために、職員が相談に応じます。電話にてご予約ください。

日時 令和5年12月21日(木) 17時15分～19時30分(1人40分以内)  
原則、毎月第3木曜日(平日のみ)  
会場 かながわ労働センター川崎支所 主催 神奈川県/川崎市

## ●ワーキングマザー両立応援カウンセリング &lt;事前予約制・電話相談可&gt;

仕事と育児を両立する自信が持てない、今後のキャリアについて考えたいなど、働くママ、働きたいママ、プレママ等の悩みを、専門の女性カウンセラーに相談できます。電話にてご予約ください。

※0歳から6歳(就学前)までのお子さまをカウンセリング中にお預かりします。(無料)  
相談希望日の1週間前までにお申し込みください。

日時 令和5年12月9日(土) 12時～16時(1人50分以内)  
令和5年12月19日(火) 13時～16時(1人50分以内)  
会場 かながわ労働センター川崎支所 主催 神奈川県



## 【問合せ・申込み】

かながわ労働センター川崎支所  
川崎市高津区溝口1-6-12 リンクス溝の口1階  
JR武蔵溝ノ口駅、東急溝の口駅から徒歩5分  
電話 044-833-3141 FAX 044-833-0180

## 年末・年度末の資金繰り支援のため相談窓口を開設します

川崎市及び川崎市信用保証協会では、市内中小企業者の年末・年度末の資金繰りを支援するため、12月1日から相談窓口を開設しています。

## 《 年末・年度末相談窓口 》

1. 設置期間 令和5年12月1日(金)～令和6年3月29日(金)  
〈土日祝祭日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)を除く〉
2. 相談窓口および受付時間(市内4か所)
  - ◆川崎市経済労働局経営支援部金融課(幸区堀川町66-20 川崎市産業振興会館5階)  
電話 044-544-1846 時間 8時30分～17時(12時～13時除く)
  - ◆川崎市経済労働局中小企業溝口事務所(高津区溝口1-6-10 てくのかわさき3階)  
電話 044-812-1112 時間 8時30分～17時(12時～13時除く)
  - ◆川崎市信用保証協会企業支援課(川崎区日進町1-66)  
電話 044-211-0501 時間 9時～17時15分
  - ◆川崎市信用保証協会北支所企業支援課(高津区坂戸3-2-1かながわサイエンスパーク西棟407号)  
電話 044-850-0055 時間 9時～17時15分

▼詳細は、川崎市のホームページ(各資金のご案内)をご参照ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/77-25-1-2-0-0-0-0-0-0.html>



【問合せ】川崎市経済労働局 経営支援部 金融課 電話 044-544-1846

# 川崎市内最高峰の匠「かわさきマイスター」令和5年度認定者が決定



川崎市が認定する極めて優れた技術・技能を保持するものづくりの達人「かわさきマイスター」の認定者が川崎市長から令和5年11月7日(火)に発表されました。認定者は次の5名の方です。



和菓子職人  
 従事年数：26年  
 勤務先：  
 御菓子所 花ごろも  
 (中原区北谷町)

おおさわ しのぶ  
**大澤 忍さん(46歳)**



金属加工  
 従事年数：31年  
 勤務先：  
 有限会社  
 ケイ・エム・エス  
 (横浜市鶴見区)  
 ※川崎市内在住

かみ い たかし  
**神居 隆さん(52歳)**



精密金属加工  
 従事年数：41年  
 勤務先：  
 株式会社サンテック  
 (中原区宮内)

しみず おつみ  
**清水 睦視さん(60歳)**



センターレス加工  
 従事年数：28年  
 勤務先：  
 三和クリエーション  
 株式会社  
 (中原区宮内)

なかむら まこと  
**中村 真さん(46歳)**



精密板金加工  
 従事年数：47年  
 勤務先：  
 株式会社  
 ティ.エス.エス  
 (多摩区菅)

やぎ じゅんいち  
**八木 惇一さん(79歳)**

## かわさきマイスターとは

川崎市では極めて優れた技術や卓越した技能を発揮して、産業の発展や市民生活を支える「もの」を作り出す現役の技術・技能職者を市内最高峰の匠「かわさきマイスター」に認定し、匠の技術の奨励・継承・後継者育成に取り組んでいます。



【問合せ】川崎市経済労働局 労働雇用部 技能奨励担当 電話 044-200-2242

かわさきマイスター

## 企業向け人権セミナーのお知らせ

参加無料

企業が人権に関して実施する取組は、従業員の満足度や定着度を高めるとともに、売上の増加や信用力の上昇、採用競争力の強化等につながります。一方、その取組が不十分である場合、取引の停止や不買運動による売上の減少、従業員の離職等、企業価値の損失につながります。

今回のセミナーでは、人権尊重の理念に基づく経営の利点等について、具体的な事例を交えて講演しますので、ぜひご活用ください。録画配信により実施します。

### 第1回 企業向けD&I (ダイバーシティ&インクルージョン) セミナー 「企業活動にD&Iの視点を」

- ① 投資家が応援したい企業 ～ 企業活動とD&I ～  
 講師：八尾 尚志さん (レオス・キャピタルワークス(株) IR部長)
- ② D&I経営取組企業の実例  
 講師：常山 勝彦さん ((株)ソフテム 代表取締役会長)
- ③ 企業の現場から考えるD&Iの「リアル」  
 〈対談〉八尾 尚志さん × 常山 勝彦さん  
 配信：令和6年1月17日(水)～1月31日(水)



八尾 尚志さん



常山 勝彦さん



西山 朗さん



竹藤 和弘さん

### 第2回 企業向けLGBTセミナー 「多様な性の人々が活躍できる組織づくりと企業活動」

- ① 多様な人々が活躍できる企業づくり ～ SOGIの観点から ～  
 講師：西山 朗さん ((一社)LGBT法連合会 事務局長代理)
  - ② LGBTについての取組ファーストステップ (ソニーの例より)  
 講師：竹藤 和弘さん (ソニーピープルソリューションズ(株)ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン推進室)
- 配信：令和6年2月1日(木)～2月15日(木)

実施 川崎市(令和5年度関東経済産業局委託事業) 後援 川崎商工会議所

視聴方法 右記申込フォームにて、各回、配信開始日2日前の17時15分までに  
 お申し込みください。事前申込された方に視聴用URLを送付します。



▲申込フォーム

【問合せ】川崎市市民文化局 人権・男女共同参画室 電話 044-200-0098 FAX 044-200-3914

## 鉄道模型体験ランドを開催します！

～武蔵小杉のコンベンションホールに親子で楽しめる鉄道模型とジオラマが大集合！～

憧れのドクターイエローに乗れる「ミニ新幹線乗用模型」や本物の運転台で操縦できる「HOゲージ運転体験」など、見て・乗って・遊べる体験型のアトラクションが盛りだくさん！「自分でやってみるアナログな1日」を体験しにぜひご家族で来場ください！



**日時** 令和5年12月20日(水)～12月28日(木)  
10時～17時 ※最終日は15時閉場

**入場料**  
(当日券) 大人 1,000円  
子ども(中学生以下) 800円  
※3歳未満は入場無料/障害者手帳提示にてご本人様入場無料  
※当日の入場券は会場にてお求めください

(前売券) 大人 800円  
子ども(中学生以下) 600円  
※前日12月19日(火)まで発売しています

**会場** 川崎市コンベンションホール ホール・ホワイエ  
(川崎市中原区小杉町2丁目276番地1)

※入場チケットの購入方法など詳細はイベントホームページ(右下の二次元コード)にてご確認ください。

**【問合せ】** 鉄道模型体験ランド武蔵小杉実行委員会  
(一般社団法人日本鉄道模型協会 / 川崎市コンベンションホール指定管理者(株)コンベンションリンクエージ)  
電話 03-5741-1252 (平日9時～17時)



## 労働者協同組合の設立状況

～施行後1年で1都1道1府21県で計59法人の設立～

労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら従事することを基本原理とする労働者協同組合制度を定めた「労働者協同組合法」が令和5年10月1日に施行から1年を迎えました。これまでに1都1道1府21県で計59法人が設立され(10月1日時点で厚生労働省において把握しているものに限る。)、多様な事業分野で新しい働き方を実現しています。

厚生労働省では、労働者協同組合を通じ、多様な働き方を実現しつつ、地域の課題の解決のために活動される方々の選択肢が広がるよう、昨年度から引き続き、令和5年度も、特設サイトや電話相談窓口の運営に加え、全国2カ所での周知フォーラムの開催など、さまざまな周知広報に取り組んでいきます。

第2回フォーラム(東日本)は令和6年1月28日(日)に埼玉県さいたま市にて開催予定です。詳しくは、厚生労働省特設サイト(右の二次元コード)をご覧ください。



### 主な分野

- ・キャンプ場の経営
- ・高齢者介護
- ・葬祭業、成年後見支援
- ・生活困窮者支援
- ・一般貨物自動車運送
- ・子育て支援
- ・家事代行
- ・障害福祉
- ・地元産鮮魚販売、給食
- ・清掃、建物管理のお弁当づくり
- ・メディア制作

### 新規設立と組織変更による設立の法人数

企業組合からの組織変更  
→ 8 法人  
NPO法人からの組織変更  
→ 1 法人

### 組織変更

9

### 新規設立

50

## 組み合わせて安心！あなたの安全運転を支えます！

マイカー共済 + 自賠責共済 合わせてのご加入をおすすめします。



公式キャラクター ビットくん

広告

こくみん共済 NEWS

1423A030

### マイカー共済

自動車総合補償共済

★ **もしものトラブルも  
しっかりサポート！**  
24時間365日受け付け  
マイカー共済ロードサービス

★ **最大22等級・64%割引！**  
安全運転を続ける方に  
おトクな等級制度

★ **割引でおトク！** ※割引適用には条件があります。

- 運転者本人・配偶者限定特約 …… 8%割引
- 衝突被害軽減ブレーキ(AEB)割引 …… 9%割引 など
- ★ **特約を付帯してさらに安心！**
- 弁護士費用等補償特約
- 自転車賠償責任補償特約 など

### 自賠責共済

自動車損害賠償責任共済

自賠責共済(保険)とは、自賠法(自賠責保険についての法律)によって、道路を走るすべての自動車(二輪車を含む)・原付自転車を使用する際に、**加入が義務付けられている共済(保険)です。**

■ **お支払いできる事故**  
被共済自動車を運転中に、他人にけがをさせたり、死亡させたことにより賠償責任を負った場合に共済金を支払います。

#### ■ お支払い内容

|        |                         |
|--------|-------------------------|
| 死亡     | 最高 3,000万円              |
| けが     | 最高 120万円                |
| 後遺障害がい | 程度に応じて<br>4,000万円※～75万円 |

※神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を現して介護が必要な場合  
常時介護のとき:最高4,000万円  
随時介護のとき:最高3,000万円  
後遺障がいの程度により  
第1級:最高3,000万円～  
第14級:最高75万円

たすけあいの輪をむすぶ

こくみん共済(全労済)

全国労働者共済生活協同組合連合会

神奈川推進本部(神奈川県労働者共済生活協同組合)

たすけあいから生まれた保障の生協です。

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員とすることで各種共済制度をご利用いただけます。

ホームページからもお問い合わせいただけます

<https://www.zenrosai.coop/>

こくみん共済 coop 検索



ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「リーフレット」「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

## 12月はハラスメント撲滅月間です！

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、集中的な広報・啓発活動を実施します。

### ■職場における「パワーハラスメント」の定義

職場で行われる、①～③の要素全てを満たす行為をいいます。

- ①優越的な関係を背景とした言動
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③労働者の就業環境が害されるもの

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しません。



### ■事業主が、パワーハラスメントの防止のために講ずべき措置は以下のとおりです。

|                            |  |
|----------------------------|--|
| 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発       | ①職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること<br>②行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等文書に規定し、労働者に周知・啓発すること  |
| 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備   | ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること<br>④相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること   |
| 職場におけるパワハラに関する事後の迅速かつ適切な対応 | ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認すること<br>⑥速やかに被害者に対する配慮のための措置を適切に行うこと<br>⑦事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと<br>⑧再発防止に向けた措置を講ずること（事実確認ができなかった場合も含む）  |
| 併せて講ずべき措置                  | ⑨相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること<br>⑩相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること<br>※労働者が事業主に相談したこと等を理由として、 <b>事業主が解雇その他の不利益な取り扱いを行うことは、労働施策総合推進法において禁止されています。</b> |

職場におけるハラスメントに関する詳しい情報は、厚生労働省「あかるい職場応援団」ホームページ（右の二次元コード）をご確認ください。

【問合せ】 神奈川県労働局雇用環境・均等部（室） 電話 045-211-7357



### 広告

お困りごとはありませんか？  
弁護士があなたの会社をサポートします！

相談予約  
フォーム  
はこちら



<https://koyama-law.jp/contact/>



- 契約書って作らなきゃだめ？
- 辞めた社員に残業代請求された！
- 将来のために後継者を探したい！

そのほか経営に関するお悩みもご相談ください！

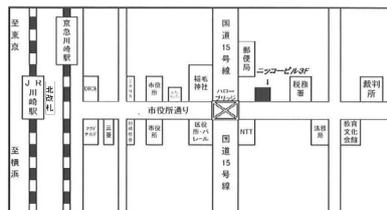
本広告をご覧いただいた方限定で  
**15分間無料**の電話相談をいたします！  
ご予約の際「**かわさき労働情報を見た**」  
とお伝えください。

お電話はこちら↓

TEL 044-244-3981

〒210-0002  
川崎市川崎区榎町1-8  
ニッコービル3F

川崎区役所から  
歩道橋を渡ってすぐ！



弁護士7名在籍・創業24年の信頼と実績  
**小山法律事務所**  
代表弁護士・公認会計士 小山治郎

# 令和5年12月

## I-1 労働市場（神奈川県、川崎市）

\* 9月の神奈川県内の有効求人倍率は、0.92倍で前年同月に比べ0.01ポイント上回りました。

\* 9月の川崎市内の有効求人倍率は、0.86倍で前年同月に比べ0.03ポイント上回りました。

| 年月      | 項目   | 有効求人数 (a)                                |       |        |        | 有効求職者数 (b) |        |        |         | 有効求人倍率 (a/b) |      |      |      |
|---------|------|--|-------|--------|--------|------------|--------|--------|---------|--------------|------|------|------|
|         |      | 川崎                                       | 川崎北   | 川崎計    | 県      | 川崎         | 川崎北    | 川崎計    | 県       | 川崎           | 川崎北  | 川崎計  | 県    |
| 令和2年度平均 |      | 8,313                                    | 5,700 | 14,013 | 83,457 | 7,128      | 12,729 | 19,857 | 103,768 | 1.17         | 0.45 | 0.71 | 0.80 |
| 令和3年度平均 |      | 8,517                                    | 6,279 | 14,796 | 89,478 | 8,112      | 13,502 | 21,614 | 112,132 | 1.05         | 0.47 | 0.68 | 0.80 |
| 令和4年度平均 |      | 9,484                                    | 7,296 | 16,780 | 97,506 | 7,633      | 12,587 | 20,220 | 108,800 | 1.24         | 0.58 | 0.83 | 0.90 |
| 令和5年    | 4月   | 9,440                                    | 7,342 | 16,782 | 94,678 | 7,922      | 12,486 | 20,408 | 111,608 | 1.19         | 0.59 | 0.82 | 0.90 |
|         | 5月   | 9,531                                    | 7,188 | 16,719 | 93,410 | 7,933      | 12,649 | 20,582 | 113,250 | 1.20         | 0.57 | 0.81 | 0.92 |
|         | 6月   | 9,223                                    | 7,113 | 16,336 | 94,461 | 7,728      | 12,608 | 20,336 | 112,542 | 1.19         | 0.56 | 0.80 | 0.91 |
|         | 7月   | 9,566                                    | 7,164 | 16,730 | 96,072 | 7,516      | 12,279 | 19,795 | 109,084 | 1.27         | 0.58 | 0.85 | 0.92 |
|         | 8月   | 9,845                                    | 7,102 | 16,947 | 98,694 | 7,472      | 12,164 | 19,636 | 108,150 | 1.32         | 0.58 | 0.86 | 0.92 |
|         | 9月   | 9,651                                    | 7,218 | 16,869 | 97,673 | 7,541      | 12,032 | 19,573 | 107,511 | 1.28         | 0.60 | 0.86 | 0.92 |
|         | 資料出所 | 川崎・川崎北公共職業安定所「統計月報」、神奈川県労働局職業安定部「労働市場月報」 |       |        |        |            |        |        |         |              |      |      |      |

(注) 労働市場は新規学卒者を除き、パートタイマーを含んだ数値で、県有効求人倍率の月別、及び年度平均は季節調整値である。

(※神奈川県労働局では毎年、新季節指数を適用し前年度の数値を一部改訂しています。)

また、南部(川崎公共職業安定所)の数値には川崎区・幸区のほかに、横浜市鶴見区分を含んでいます。

## I-2 労働市場（全国）

\* 9月の完全失業者数は182万人、完全失業率は2.6%となりました。一方、有効求人倍率は1.29倍で、前年同月に比べ0.03ポイント下回りました。

| 年月      | 項目   | 完全失業者 (全国)                    |      | 完全失業率 (%) | 有効求人倍率 |
|---------|------|-------------------------------|------|-----------|--------|
|         |      | 万人                            | 前年比  | 全国        | 全国     |
| 令和2年度平均 |      | 191                           | 18.0 | 2.8       | 1.19   |
| 令和3年度平均 |      | 193                           | 1.0  | 2.8       | 1.13   |
| 令和4年度平均 |      | 179                           | -7.2 | 2.6       | 1.28   |
| 令和5年    | 4月   | 190                           | 2.0  | 2.6       | 1.32   |
|         | 5月   | 188                           | -3.0 | 2.6       | 1.31   |
|         | 6月   | 179                           | -7.0 | 2.5       | 1.30   |
|         | 7月   | 183                           | 7.0  | 2.7       | 1.29   |
|         | 8月   | 186                           | 9.0  | 2.7       | 1.29   |
|         | 9月   | 182                           | -5.0 | 2.6       | 1.29   |
|         | 資料出所 | 総務省統計局「労働力調査」 厚生労働省「一般職業紹介状況」 |      |           |        |

(注) 全国の完全失業率、有効求人倍率の月別、及び年平均は季節調整値。ただし、完全失業者数は月別、年平均ともに原数値。

## II 業種別労働災害発生状況

\* 令和5年1月～9月の労働災害発生状況は、前年比496件減の883件となりました。

| 業種   | 区分                      | 当年累計    | 前年同期累計   | 前年同期対比 |         |
|------|-------------------------|---------|----------|--------|---------|
|      |                         |         |          | 件数     | 前年比 (%) |
| 製造業  |                         | 91 (0)  | 77 (0)   | 14     | 18.2    |
| 建設業  |                         | 82 (3)  | 91 (1)   | -9     | -9.9    |
| 運輸業  |                         | 163 (0) | 172 (0)  | -9     | -5.2    |
| その他  |                         | 547 (1) | 1039 (2) | -492   | -47.4   |
| 総計   |                         | 883 (4) | 1379 (3) | -496   | -36.0   |
| 資料出所 | 神奈川県労働局(川崎南・川崎北労働基準監督署) |         |          |        |         |

(注) 件数は休業4日以上(数字)は死亡者数。死亡件数は把握時、休業件数は死傷病報告により集計。

## III 関連指数（全国、神奈川県、川崎市）

\* 9月の川崎市消費者物価指数は、105.0となり、前年同月に比べ2.7ポイント上回りました。

| 年月      | 項目   | 常用労働者賃金 (円)                                |          | 総実労働時間数 (時間) |        | 所定外労働時間 (時間) |       | 消費者物価指数              |      |       |      | 鉱工業生産指数                                 |        | 倒産状況  |    |     |
|---------|------|--|----------|--------------|--------|--------------|-------|----------------------|------|-------|------|---|--------|---|----|-----|
|         |      | 県  | 全国       | 県            | 全国     | 県            | 全国    | 川崎市                  | 前年比  | 全国    | 前年比  | 県                                       | 全国     | 川崎市   | 県  | 全国  |
| 令和2年度平均 |      | 373,454                                    | 365,170  | 135.0        | 140.4  | 10.7         | 10.8  | 100.0                | 0.0  | 100.0 | 0.0  | 83.9                                    | 90.6   | 5   | 37 | 648 |
| 令和3年度平均 |      | 370,372                                    | 368,450  | 136.5        | 142.3  | 11.4         | 11.6  | 99.4                 | -0.6 | 99.8  | -0.2 | 92.6                                    | 95.6   | 4   | 30 | 503 |
| 令和4年度平均 |      | 367,534                                    | 380,248  | 137.2        | 143.3  | 11.6         | 12.2  | 101.5                | 2.1  | 102.3 | 2.5  | 94.6                                    | 95.7   | 5   | 34 | 536 |
| 令和5年    | 4月   | 326,411                                    | 324,953  | 142.6        | 148.3  | 12.9         | 12.6  | 104.2                | 3.3  | 105.1 | 3.6  | 100.2                                   | 105.5  | 4   | 39 | 610 |
|         | 5月   | 322,046                                    | 327,254  | 135.9        | 140.9  | 12.0         | 11.7  | 104.0                | 2.9  | 105.1 | 3.3  | 102.5                                   | 103.2  | 5   | 55 | 706 |
|         | 6月   | 576,562                                    | 580,898  | 143.3        | 149.7  | 12.3         | 11.9  | 104.1                | 3.2  | 105.2 | 3.4  | 99.0                                    | 105.7  | 3   | 37 | 770 |
|         | 7月   | 462,230                                    | 446,498  | 139.4        | 146.3  | 12.1         | 12.0  | 104.6                | 3.0  | 105.7 | 3.4  | 97.2                                    | 103.8  | 5   | 40 | 758 |
|         | 8月   | 317,690                                    | 318,026  | 132.6        | 139.3  | 11.4         | 11.2  | 104.6                | 2.6  | 105.9 | 3.2  | P98.7                                   | 103.1  | 4   | 48 | 760 |
|         | 9月   |  | P319,486 |              | P143.5 |              | P12.0 | 105.0                | 2.7  | 106.2 | 3.1  |   | P103.3 | 5   | 42 | 720 |
|         | 資料出所 | 県：統計センター「毎月勤労統計地方調査」<br>全国：厚生労働省「毎月勤労統計調査」 |          |              |        |              |       | 全国・市：総務省統計局「消費者物価指数」 |      |       |      | 県：統計センター「工業生産指数月報」<br>全国：経済産業省「鉱工業生産動向」 |        | 市、県：金融課「神奈川県内企業倒産整理状況」<br>全国：東京商工リサーチ「企業倒産状況」 |    |     |

(注1) 鉱工業生産指数は(県：平成27年、全国：令和2年)を100とする。月別は季節調整値で、年平均は原指数である。また、県数値は製造工業の数値である。

(注2) 消費者物価指数は令和2年を100とする。

(注3) 倒産状況は負債総額1,000万円以上の件数で、年平均は合計件数とする。

【主要労働経済指標の数値について】 過去の数値については、新季節調整値による有効求人倍率の遡り変更など、後に変更や訂正が入ることがありますので、資料出所のホームページ等をご確認ください。よろしくお願いいたします。

労働基準法 15 条『労働条件の明示』では、労働契約の締結時に一定の労働条件を書面で明示しなければならないと定めています。労働条件に関するトラブルが発生した際、同書面に明示されている内容は、労使間で合意した労働条件とみなされるため重要な意味を持ちます。関連する相談事例を 3 例ご紹介します。

労働条件の明示は書面に限られていましたが、労働者が希望すれば、メール等が可能になると聞きました。LINEなどで労働条件を箇条書きにして送ってもいいのでしょうか。



労働基準法15条『労働条件の明示』では、賃金、労働時間など厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならないとしています。これまで明示方法は『書面の交付』に限られていましたが、平成31年4月1日からは、FAXや電子メール、SNS等でも明示できるようになりました。これが可能になるのは、まず『本人が希望した場合』です。さらに「電子メールなどの記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る」としています。従って、LINEなどのメッセージアプリを利用する際も、労働者側が印刷して保存できるよう、PDFなどの添付ファイルで送付することが必要となります。

アルバイトの労働時間はシフトで定めていたため、労働条件通知書にも『シフトによる』と明示していました。しかし、「もう少し具体的に記載してほしい」と要求されました。どの程度詳しく明示すべきでしょうか。



飲食店などでシフトを組む場合、労働条件通知書には「シフトによる」と記載する事例が多くみられています。このような形態には柔軟に労働日時を設定できるというメリットがある一方、労働者の希望する労働日が設定されないことにより、労働紛争が生じることもあります。令和4年、厚生労働省は「シフト制労働者の雇用管理を適切に行うための留意事項」を公表しました。始業・終業時刻については、「労働契約の締結時点で、すでに始業と終業の時刻が確定している日については、労働条件通知書などに単に「シフトによる」と記載するだけでは不足であり、労働日ごとの始業・終業時刻を明記するか、原則的な始業・終業時刻を記載した上で、労働契約の締結と同時に定める一定期間分のシフト表等を併せて労働者に交付する必要があります」としています。※詳しくは、「シフト制労働者の雇用管理を適切に行うための留意事項」をご参照ください。  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000870906.pdf>

今後予定されている『労働条件の明示』に関する改正を教えてください。



令和6年4月より、『労働条件の明示』ルールが改正され、労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます。主な追加点は以下のとおりです。

- ◆全ての労働契約の締結時と有期労働契約の更新時
  - ①就業場所・業務の変更の範囲
- ◆有期労働契約の締結時と更新時
  - ②更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容
- ◆無期転換ルールに基づく無期転換申込権が発生する契約の更新時
  - ③無期転換申込機会、④無期転換後の労働条件

※詳しくは、「2024年4月から労働条件明示のルールが変わります」をご参照ください。  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001156050.pdf>

川崎市では労働相談を実施しています。詳しくは川崎市ホームページ（右の二次元コード）をご確認ください。



## 編集後記

2023年も残すところ1か月となりました。この1年を振り返ってみると、WBCで侍ジャパンが感動の優勝を果たしたり、新型コロナウイルスの位置付けが5類に引き下げられたりと明るいニュースがあった一方、ウクライナ情勢や資源・物価高などには変化の兆しが見えていません。さまざまな課題が山積する社会に少なからずの閉塞感を覚える中、個人としては、日々の暮らしにある何気ない出来事に、小さな幸せを感じたり、驚きを発見することを大切にしようと心掛けています。

川崎市は来年7月に市制100周年を迎えます。こうした歴史的な節目に当たり、市民や企業、働く方をはじめ、多くの皆さまとともに、川崎の発展に尽くされた先達に感謝しながら、多彩なイベントや記念事業を通じて、喜びを分かち合いたいと思います。それでは、皆さまもどうぞ良いお年をお迎えください。

# 「かわさき労働情報」に 広告を掲載しませんか

冊子広告を見た  
の問い合わせもある  
など好評です!!!

かわさき労働情報では、広告掲載を募集しています。3回以上まとめてお申し込みの場合には、大変お得な料金割引制度をご利用いただけます。ぜひご利用ください。

- 広告規格** ※広告の規格には、広告掲載に必要な余白部分を含みます。  
※広告料には、制作費(版下・デザイン)は含んでおりません。  
※原稿内に、広告である旨を記載させていただきます。

| スペース(縦×横)                  | 枠数                              | 色数    | 広告料<br>(1枠・税込) |
|----------------------------|---------------------------------|-------|----------------|
| (1) 29.7 cm×21 cm (A4)     | 1～2枠<br>(2枠を足してA4サイズを<br>上限とする) | フルカラー | (1) 34,000円    |
| (2) 19.8 cm×21 cm (A4の2/3) |                                 |       | (2) 23,000円    |
| (3) 14.8 cm×21 cm (A5)     |                                 |       | (3) 17,000円    |
| (4) 9.9 cm×21 cm (A4の1/3)  |                                 |       | (4) 12,000円    |
| (5) 7.4 cm×21 cm (A4の1/4)  |                                 |       | (5) 9,000円     |

- 割引率** ※年間3回以上の申し込みを希望する場合は、初回の申し込み時にその旨の申請をしてください。  
※初回申込後の申し込みによって年間3回以上となった場合、割引を適用することはできません。  
※年間とは一会計年度内であり、5月号から翌年の4月号までの掲載とします。

| 3～5回掲載/年 | 6～8回掲載/年 | 9～10回掲載/年 | 12回掲載/年 |
|----------|----------|-----------|---------|
| 10%割引    | 15%割引    | 20%割引     | 25%割引   |

**掲載位置** 表紙及び裏表紙以外の中面

**発行部数** 2,500部

**発行日** 毎月1日

**配布先** 市内5人以上の事業所、労働組合及び関係機関、その他各区役所等で市民へ配布

**申込方法** 申込締切日までに、経済労働局労働雇用部に申込

**広告原稿** 原稿締切日までに、担当宛にデータを送付



※複数回申し込み場合は、初回の申込締切に間に合うようにお申し込みください。なお、原稿の提出は掲載号ごとになります。

申込書様式のダウンロードや申込方法等詳細については、ホームページをご覧ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000139983.html>



問合せ・申込み

川崎市経済労働局労働雇用部

電話 044-200-3653 FAX 044-200-3598 メール 28roudou@city.kawasaki.jp

## かわさき 労働情報

第2156号 令和5年12月1日発行

編集・発行 川崎市経済労働局労働雇用部

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル6階

電話 044-200-3653 (直通) FAX 044-200-3598

経済労働局労働雇用部メールアドレス 28roudou@city.kawasaki.jp

労働情報の発送につきましてはメール便でお送りしておりますので、郵便局への届出では転送することができません。そのため、転居先不明による返送が増えております。ご転居される際には、下記のFAX番号まで送信くださいますよう、お願い申し上げます。 FAX: 044-200-3598

Kawasaki Labor Information